

# 令和3年度前期分 授業料免除申請について

## 【日本人学生向け（大学院生及び令和2年度以前入学の学部生）】

※留学生は別制度が適用されます。

愛知県立芸術大学では、文部科学省が実施する高等教育の修学支援新制度（以下「修学支援新制度」という。）における授業料等減免に加え、予算の範囲内において愛知県公立大学法人による授業料免除（以下「法人制度」という。）を実施します。

授業料の免除を希望される方は、本書を熟読のうえ、申請書類を下記受付場所へご提出ください。今回は「授業料免除申請書」のみの提出です。その他の添付書類の提出方法については、5月頃に案内します。

受付場所：学務課 学生支援・国際連携係  
受付期限：令和3年4月15日（木）午後5時  
受付時間：午前9時～午後5時

### ※免除申請者については、授業料の徴収が猶予されます。結果が出るまで、授業料は納付しないでください。

振込用紙が送付されていても納入しないでください。

（結果通知日前に授業料を納付すると、免除できない場合があります。）

万が一、納付してしまった場合は、速やかに学務課 学生支援・国際連携係にご連絡ください。

### ※審査の結果、「不許可」又は「半額免除」となった場合は、前期授業料の振込依頼書を郵送しますので、必ず振込依頼書に記載の納付期限までに授業料を納付してください。

なお、納付期限までに授業料が納付されない場合は督促状を送付します。

授業料が未納のままでは次期以降の授業料免除を申請することはできません。

#### 《目次》

I. 授業料免除制度の概要	1
II. 申請方法・結果通知	2
III. 申請書類に関する注意点	7
IV. 注意事項	10
V. その他	11

（別紙1）	非課税収入の書き方
（別紙2）	申立書の記入例
（別紙3）	家庭状況調査書 記入例
（別紙4）	免除申請書類チェックリスト

様式第1	: 授業料免除申請書
様式第2	: 家庭状況調査書（※6月以降に提出）
別紙様式	: 独立生計者 家庭状況調査書（※6月以降に提出）

# I. 授業料免除制度の概要

## ◆ 免 除

### 1. 対象者

申請資格	
令和2年度以前入学の学部生	最短在学期間で卒業できる見込みがあり、以下(1)(2)の条件をどちらも満たす者 (1) 修学支援新制度の認定要件について、以下に該当する者 ・ 認定要件を全て満たす者（支援区分Ⅰ（全額免除）となった者を除く） ・ 認定要件のうち、家計に関する基準のみ対象外の者 (2) 以下のア～エのいずれかに該当する者 ア 生活保護法による被保護世帯に属する学生 イ 経済的理由により授業料の納付が困難な学生 ウ 申請期限前1年以内において学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難な学生 エ 申請期限前1年以内において学資負担者の死亡、長期療養、失業または事業の倒産により授業料の納付が困難な学生
大学院生	最短在学期間で修了できる見込みがあり、以下のア～エのいずれかに該当する者 ア 生活保護法による被保護世帯に属する学生 イ 経済的理由により授業料の納付が困難な学生 ウ 申請期限前1年以内において学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難な学生 エ 申請期限前1年以内において学資負担者の死亡、長期療養、失業または事業の倒産により授業料の納付が困難な学生

※科目等履修生・研究生・研修生・聴講生を除く。

※「学資負担者」とは、申請者の学資を主として負担し所得税法上において申請者を扶養している者を指します。

※「長期療養」とは、病気又は事故により6ヶ月以上の入院をする必要が生じたことを指します。

※「失業」とは、会社の倒産・解雇等による失職を指し、定年や自己意思による退職は含みません。

### 2. 免除額

免除の額		
学部生	修学支援新制度の支援区分	法人制度の免除額
	支援区分Ⅱ (2/3の免除)	各期に納付すべき授業料の全額または半額のうち、修学支援新制度による減免額を控除した額
	支援区分Ⅲ (1/3の免除)	
	対象外	各期に納付すべき授業料の全額または半額
大学院生		各期に納付すべき授業料の全額または半額

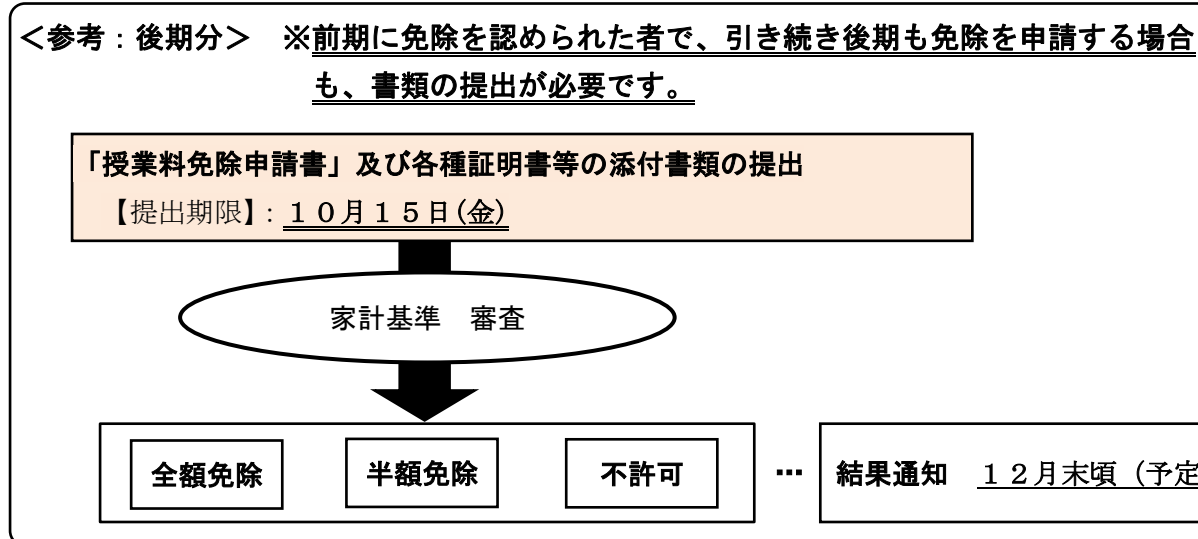
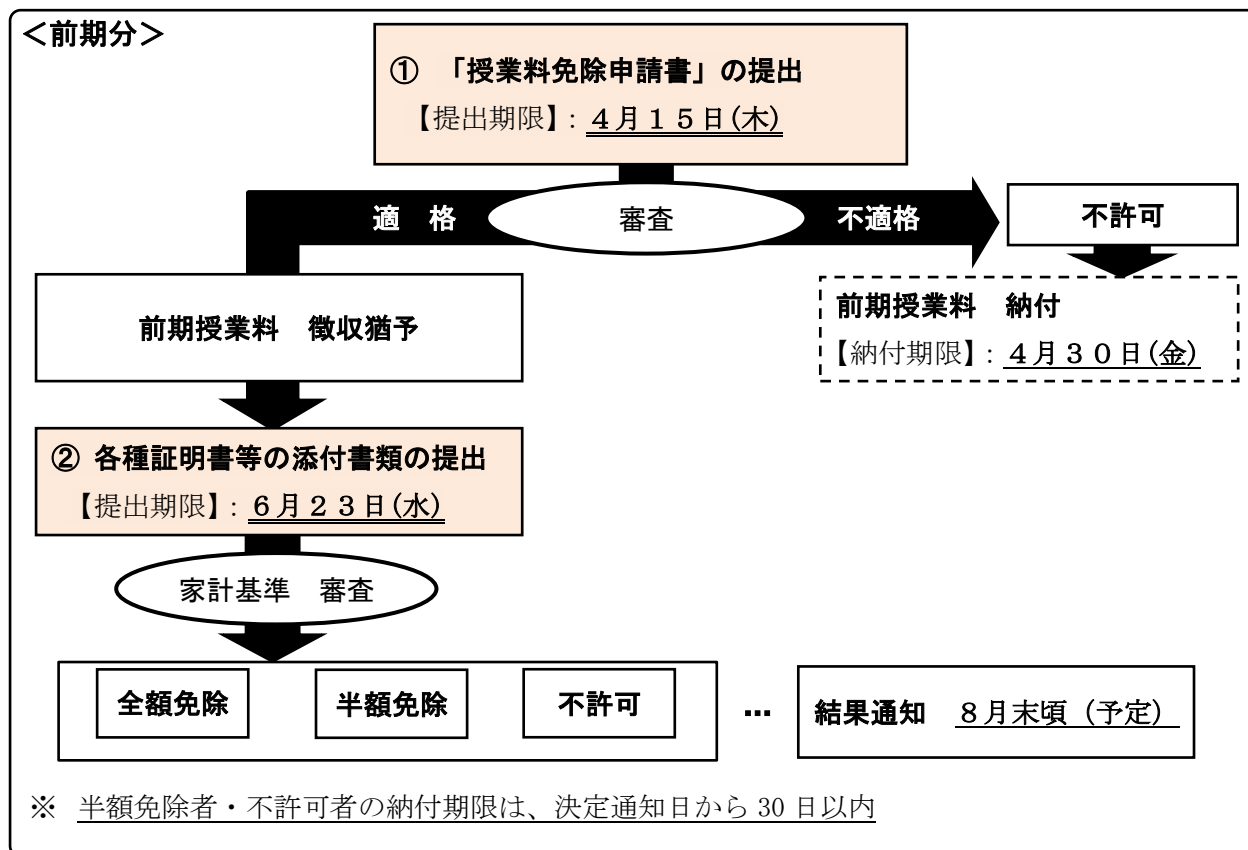
### 3. 基準

ホームページに掲載している「授業料免除制度について」を参照

## II. 申請方法・結果通知

### 1. 申請の流れ・スケジュール

※免除申請者については、結果が出るまで授業料の徴収が猶予されます。結果通知前に納付しないよう注意してください。



## 2. 申請書類

- ・授業料免除申請書・・・4月15日までに提出
- ・学生支援機構が発行する採用候補者決定通知の写し、または支援区分が確認できる書類（学部生のみ）・・・発行され次第提出
- ・各種証明書等の添付書類(申請書類一覧 参照)・・・6月23日までに提出

※「申請書類一覧」については4～6ページをご覧ください。添付書類の提出に関しては、後日、改めてご案内します。

## 3. 結果通知

8月末頃(予定)に、窓口にて結果通知書をお渡しします。必ず結果通知書を取りに来てください。

引き続き後期も免除を申請する場合は「前期分の結果通知書の写し」を提出する必要があります。

## 4. 後期分授業料免除の申請方法

前期に免除を認められた者で、引き続き後期の免除を申請する場合も、書類の提出が必要です。

後期分授業料免除申請の詳細は、8月頃にご案内します。

### (参考) 後期申請書類

- ・授業料免除申請書・・・10月15日までに提出
- ・前期分の結果通知書の写し（前期に免除が認められた者）・・・10月15日までに提出
- ・各種証明書等の添付書類（前期申請時から変更がある者のみ）・・・10月15日までに提出

※前期申請時と家計状況等に変更がある場合は、その変更内容に関連する各種証明書等の添付書類の提出が必要になります。

## 申請書類一覧

### ① 免除申請書類

区 分	書 類	発 行 元
申請者全員	大学法人による授業料の免除申請書（様式第1）	—
	家庭状況調査書（様式第2）	—
	申請書類チェックリスト（別紙4）	—
(1) 生活保護法による被保護家庭に属する学生	1. 生活保護受給証明書など福祉事務所長が発行する生活保護を受給中であることを証明する書類	福祉事務所
	2. 申請者本人の戸籍抄本 又は 世帯全員分の住民票 （学資負担者と同一住民票かつ続柄表記があるものに限る） ※生活保護受給証明書などに申請者の氏名の記載がある場合は不要。	市区町村役場など ※戸籍抄本は本籍地の役場
(2) 経済的理由により授業料の納付が困難な学生	1. 世帯全員分の住民票（続柄表記があるもの）	市区町村役場
	2. 所得（課税）証明書など市区町村長が発行する所得の証明書 （本人を含む世帯全員分。但し、中学生以下で収入がない者は不要。）	市区町村役場
	3. その他家計の状況を証明する書類（詳細は②参照）	—
(3) 申請期限前1年以内（令和2年4月16日以降）において、学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が困難な学生	1. 世帯全員分の住民票（続柄表記があるもの）	市区町村役場
	2. 所得（課税）証明書など市区町村長が発行する所得の証明書 【本人を含む世帯全員分】	市区町村役場
	3. その他家計の状況を証明する書類（詳細は②参照）	—
	4. 罹災（り災）証明書	消防署 市区町村役場
	5. 被災時に学資負担者が所得税法上において申請者を扶養していたことを証明する書類	勤務先など
(4) 申請期限前1年以内（令和2年4月16日以降）において、学資負担者の死亡、長期療養、失業又は事業の倒産により授業料の納付が困難な学生	1. 世帯全員分の住民票（続柄表記があるもの）	市区町村役場
	2. 所得（課税）証明書など市区町村長が発行する所得の証明書 【本人を含む世帯全員分】	市区町村役場
	3. その他家計の状況を証明する書類（詳細は②参照）	—
	4. 死亡・長期療養の場合：医師の診断書（長期療養の場合、状況発生日及び6ヶ月以上の入院が必要な旨の記載が必要）  失業・倒産の場合：雇用保険受給資格者証（写）（離職理由：11, 12, 31, 32のみ対象） 又は 事業の倒産を証明する書類	医師 公共職業安定所 法務局
	5. 事由発生時に学資負担者が所得税法上において申請者を扶養していたことを証明する書類	勤務先など

\* 所得（課税）証明書は申請の前年分の所得が記載されているものを提出してください。

②その他家計の状況を証明する書類（※該当者のみ提出）

区 分		書 類	発 行 元
所得等に関する証明書	年金 （・遺族年金 ・障害年金 等）	通知書(写)・通帳の写しなど金額が確認できる書類	市区町村 日本年金機構 共済組合など
	各種手当等 （・児童扶養手当 ・遺児手当 ・児童手当 等）	通知書(写)・通帳の写しなど金額が確認できる書類	市区町村など
	失業給付金	雇用保険受給資格者証(写) (支給期間・金額の記載があるもの)	公共職業安定所
	親戚等からの援助 (養育費を含む)	通帳の写し ※通帳の写しが無い場合は申立書を提出	受領者本人
特別控除に関する証明書	母子・父子世帯	児童扶養手当・遺児手当・遺族年金の最新の通知書(写)、戸籍謄本など母子・父子世帯であることを確認できる書類 ※有効期限内のもの	市区町村役場など ※戸籍謄本は本籍地の役場
	就学者のいる世帯	在学証明書 又は 学生証(写) ※中学生以下の就学者は不要 ※下宿している者で、下宿先に住民票を移していない場合は、住所・氏名が確認できる公共料金の使用明細(写)なども必要。	在学校
	障害者のいる世帯	障害者手帳(写)など（詳細は9ページ参照）	市区町村役場など
	長期療養者のいる世帯 ※書類提出時現在6ヶ月以上療養中、又は療養見込みの者	1. 医師の診断書（病名・療養期間記載のもの） 2. 医療費の領収書(写)（最近6ヶ月分） ※1、2のいずれも必要。	病院・薬局など
	主たる家計支持者が別居している世帯	必要経費の領収書(写)など（最近1年分） (住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費のみ)	電気・ガス会社など
	盗難等の被害を受けた世帯 (申請期限前1年以内(令和2年4月16日～令和3年4月15日))	1. 盗難届出証明書 2. 被害金額が確認できる書類（資産の原状回復のために支出した金額を証明する書類） 3. 損害保険支払通知書(写)など保険・損害賠償等による補填金額が確認できる書類 ※1～3の全て必要。ただし、「所得(課税)証明書」に雑損控除額の記載がある場合、2、3は不要。	警察署 保険会社など

区 分		書 類	発 行 元
そ の 他	独立生計者 ※独立生計者の認定基準については、10 ページをご覧ください。	1. 独立生計者 家庭状況調査書 (別紙様式) 2. 父母等の源泉徴収票(写)など父母等の扶養親族でないことを確認できる書類 3. 本人の健康保険証(写) 4. 別居している父母等の住民票 ※1～4 のいずれも必要。	市区町村役場など
	前年に収入があった者が失業(定年・自己の意思による退職を除く)している場合	雇用保険受給資格者証(写) (離職理由: 11, 12, 31, 32 のみ対象) 又は 事業の倒産を証明する書類	公共職業安定所 法務局

### Ⅲ. 申請書類に関する注意点

※住民票等公的証明書は令和3年6月1日以降発行のものを提出してください。また、ホッチキス留めの場合は外さないでください。

※日本以外で発行された書類を提出される場合は、必ず日本語訳を添付してください。

※コピー等の提出書類は、A4もしくはA3サイズを基本としてください。ただし、各種証明書の説明やチェックリストに「写し」と記載がない書類は、原本を提出してください。

※申請書類提出前に必ずチェックリストで必要な書類がすべて揃っているか確認し、チェックリストも他の書類と併せて提出してください。

#### 住民票

下記に留意の上、同居する者および生計を同一にする別居の者全員の住民票を提出してください。

- ①続柄が表記された世帯全員の住民票を提出してください。
- ②下宿している学生で、住民票を下宿先に移している場合は、下宿先の住民票（「世帯全員」と記載があるもの）も必要です。
- ③下宿している学生で、住民票を下宿先に移していない場合は、住所・氏名・日付（3ヵ月以内）の記載のある公共料金の使用明細、又はアパートの契約書等、住所・氏名の確認ができる書類の写しを提出してください。（兄弟姉妹名義のものしかない場合は、申立書を提出してください。）
- ④学生の兄弟姉妹で、下宿先に住民票を移していない人は、③と同様の書類が必要です。
- ⑤「生活保護世帯」の申請者で、「生活保護受給証明書」に学資負担者及び申請者の氏名が記載されている場合、戸籍抄本及び住民票の提出は不要です。

#### 《所得等に関する証明書》

#### 所得(課税)証明書など市区町村が発行する所得の証明書

以下2点の内容が記載された最新の証明書を提出してください。

- (1)1年分の所得金額（令和2年1月1日～令和2年12月31日）
- (2)扶養内訳

※同居する者および生計を同一にする別居の者全員（申請時現在、中学生以下の者は労働している場合のみ、高校生以上の者は全員）の証明書が必要です。高校生以上で収入が無い方も所得（収入）金額が「0円」と記載がある証明書を必ず提出してください。

※収入が無い方の証明書を発行する際、市区町村等の発行窓口で、「収入が無いこと」の申告が必要な場合があります。また、申告には、印鑑、本人確認の証明証が必要なことがあります。

※アルバイト代等が所得(課税)証明書に反映されていない場合は、家庭状況調査書（様式第2）の「給与等収入」に当該アルバイト代等を合算するとともに、源泉徴収票または給与明細書などの根拠書類を添付してください。



## 非課税の収入に関する書類

以下の期間に受給した金額が分かる書類を提出してください。

非課税の収入：年金、各種手当、失業給付金、親類等からの経済的援助（養育費を含む）等  
・・・令和2年1月1日～令和2年12月31日

提出にあたっては別紙1「非課税収入の書き方」を参照してください。また、親類等からの経済的援助に関して通帳の写しが無い場合は、申立書を提出してください。申立書の記載方法につきましては、別紙2「申立書の記入例」を参照してください。

## 《特別控除に関する証明書》

### 母子・父子世帯

児童扶養手当、遺児手当、遺族年金を受給している方はその最新の通知書等の写し（有効期限内のもの）を提出してください。これらの受給が無い場合は戸籍謄本を提出してください。

離婚により母子・父子世帯となった場合は、養育費を受領していない場合であってもその旨を記載した申立書を提出してください。申立書の記載方法につきましては、別紙2「申立書の記入例」を参照してください。

また、母子・父子世帯の控除は下記の世帯構成の場合に適用します。

- ①母又は父と18歳未満の子の世帯
- ②母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- ③18歳未満の子の世帯
- ④祖父母と18歳未満の子の世帯
- ⑤配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯
- ⑥配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯

（注意）18歳以上の就学者（申請者本人を含む。）及び長期の療養を要する、心身に障害がある等で経済力のない人は、18歳未満の子として扱います。また、「経済力のない祖父母」とは各々の令和2年中の所得金額が50万円以下の祖父母のことをいいます。

## 障害者のいる世帯

「障害者」とは次の(1)～(5)のいずれかに該当する方（申請者本人を含む。）をいいます。特別控除の適用にあたっては、その事実を証明できる書類を提出してください。

対 象 者	証 明 書 類
(1) 身体障害者福祉法に基づき「身体障害者手帳」の交付を受けている者、又はこれに準ずる者※  ※「これに準ずる者」とは、「戦傷病者手帳」の交付を受けている者、又は「身体障害者手帳」等を所持しない者で、身体障害者福祉法別表の範囲の身体上の障害があることが明らかかな者をいいます。	身体障害者手帳(写) 戦傷病者手帳(写) 医師の診断書  ※「身体障害者手帳」等の交付を申請中の場合は、その事実がわかる医師の診断書を提出してください。
(2) 公害疾病の認定を受けた者で、かつ当該公害による身体上の障害がある者	公害医療手帳(写) (3級以上)
(3) 原爆被爆者で身体の機能に障害がある者	被爆者健康手帳(写) 健康管理手当証書(写)
(4) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、又は知的障害があると判定される者	医師の診断書 特別児童扶養手当証書(写) 療育手帳(写)
(5) 常に就床を要し複雑な介護を要する者 (要介護3以上の者)	介護保険被保険者証(写) 要介護認定通知書(写)

## 長期療養者のいる世帯

「長期療養者」とは6ヶ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養見込の者をいいます。特別控除の適用にあたり、最近6ヶ月分の医療費の領収書の写しを提出していただく必要がありますが、療養開始から6ヶ月を経過していない場合は、書類提出時点の分までのものを提出してください。  
 なお、以下の費用が特別控除の対象となります。

特 別 控 除 の 対 象 費 目
①医師又は歯科医師への診療・治療費
②病院、診療所への入院費用
③マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費
④治療又は療養のための医薬品費
⑤病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る。）
⑥看護人に対して支払う費用（賄い費を含む。）
⑦介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額

### 主たる家計支持者が別居している世帯

主たる家計支持者が勤務の都合で別居している場合に適用できます。

特別控除の適用にあたり、最近1年分の必要経費（住居費、光熱水費、家具・家事用品の費用に限る）の領収書の写しを提出していただく必要がありますが、別居期間が1年に満たない場合は、書類提出時点の分までのものを提出してください。

なお、家計支持者名義の領収書でない場合は特別控除の対象となりません。

### 盗難等の被害を受けた世帯

盗難等により日常生活に必要な資材に被害を受けた場合に適用できます。

盗難の被害を受けた方で、警察署から盗難届出証明書が発行されない場合は、盗難届の受理番号を記載した申立書を提出してください。

## 《その他》

### 独立生計者（原則、学部生については独立生計者と認定しません。）

《独立生計者の認定基準》

大学院生のうち、次のア～エのすべてに該当する者

- ア. 所得税法・社会保険上、父母等の扶養親族でない者
- イ. 父母等と別居している者
- ウ. 父母等から経済的な援助を受けていない者
- エ. 本人（配偶者を含む。）に独立した生計を営むだけの収入がある者

申請者の父又は母との生別・死別により両親の住民票を提出できない場合、父又は母が遺族年金を受給している方はその令和3年6月発行の通知書等の写しを提出してください。これらの受給が無い場合は父または母の戸籍謄本を提出してください。

申請者本人が離婚し、母子・父子世帯となった場合は、養育費等を受領していない場合であってもその旨を記載した申立書を提出してください。

家庭状況調査書等に記載された内容を確認するために、追加で書類提出を求めることがあります。

### 高等職業訓練促進給付金受給者（独立生計者）

高等職業訓練促進給付金を受給中、及び支給要件に合致し、受給が見込まれる学部生のうち前記「独立生計者の認定基準」に該当する方は独立生計者と同様の書類を提出してください。

なお、令和2年中に高等職業訓練促進給付金の受給が無い場合は最新の通知書等の写しを提出してください。

## IV. 注意事項

**※申請をしても必ず授業料免除を受けられるとは限りません。**

※申請書類の提出は申請者本人が指定の窓口で行ってください。

※関係書類を整えるには相当な日数を要することがありますので、早めに準備をしてください。申

請書類の不足等、書類不備の場合、書類を受理できません。また、書類審査の段階で、申請書類等に記載された内容を確認するため、追加で書類提出を求められることがあります。

※実習等やむを得ない事情により申請書類を窓口を持参できない場合は、受付期限内（必着）に書類不備がないことを十分に確認のうえ、問い合わせ先の住所に郵送（必ず簡易書留とすること）してください。なお、書類不備の場合は受理できず、再提出していただく必要がありますので、出来る限り早めに郵送してください。また、郵便事故等による不着については、責任を負いかねますので、極力、郵送による書類提出は避けてください。

※大学からの連絡には速やかに応じてください。連絡に応じない場合は、審査ができず、免除の対象外となります。

※審査の結果、「不許可」又は「半額免除」となった場合は、前期授業料の振込依頼書を郵送しますので、必ず振込依頼書に記載の納付期限までに授業料を納付してください。

なお、納付期限までに授業料が納付されない場合は督促状を送付します。また、授業料が未納のままでは次期以降の授業料免除を申請することはできません。

※申請内容が事実と異なることが判明した場合は、免除許可後であっても免除を取り消します。

## V. その他

- ・授業料免除を受ける理由がなくなった場合、辞退届を提出していただく必要があります。必ず問い合わせ先まで申し出てください。なお、辞退後は速やかに授業料を納付してください。
- ・授業料免除の申請受付は前期及び後期で分けて行います。各期ごと（年2回）に申請を行わないと授業料免除は受けられません。  
学内掲示及び UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) にて連絡しますので、注意してください。
- ・書類発行元等へ書類の内容について問い合わせる場合があります。
- ・申請書類で取得した情報は、授業料免除審査・判定業務のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

### 【問い合わせ先】

学務課 学生支援・国際連携係

住 所：〒480-1194 長久手市岩作三ヶ峯1-114

M a i l : g-shien@mail.aichi-fam-u.ac.jp

電 話：0561-76-2843（ダイヤルイン）

F A X：0561-62-0083

受付時間：月～金曜日（土日祝祭日除く） 午前9時～午後5時00分

**通帳のコピーを提出する場合**

該当部分をマーカー等で強調してください。不要な部分は黒塗りしていただいて結構です。

コピーの余白または別紙に(1)手当・年金名 (2)支給月 (3)月ごとの金額 (4)合計額を記載してください。

既定の支給月と実際の支給内容が異なる場合下記(例1)のように理由を明記してください。また、通帳に手当・年金名が記載されていない場合、(例2)のように何の収入か分かるよう明記してください。

**【例】**

	日付	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
①	29-〇-〇	振込	●●テアテ	100,000	
②	29-〇-〇	振込	△△ジドウフクシカ	110,000	
③	29-〇-〇	振込	◆◆年金	120,000	
			・		
			・		

(例1)

- ① ●●手当 (4, 8, 12月支給)
- 4月 100,000円
- 8月 100,000円
- 12月 支給なし(8月で支給終了のため)

合計 200,000円

(例2)

- ② △△児童福祉課から振込
- ▲▲手当(4, 8, 12月支給)
- 4月 110,000円
- 8月 110,000円
- 12月 110,000円

合計 330,000円

- ③ ◆◆年金(2, 4, 6, 8, 10, 12月支給)
- 2月 120,000円
- 4月 120,000円
- 6月 120,000円
- 8月 120,000円
- 10月 120,000円
- 12月 120,000円

合計 720,000円

**通知書のコピーを提出する場合**

通帳コピーを提出する際と同様に、コピーの余白または別紙に(1)手当・年金名(2)支給月(3)月ごとの金額(4)合計額を記載してください。

## 申立書の記入例

### 養育費に関する申立書

### 親類等からの経済的援助 に関する申立書

令和 年 月 日
申立書
授業料免除申請者 学籍番号 氏 名 △△
私は上記学生の学資負担者であり、前夫から養育費として毎月〇〇,〇〇〇円受領しています。
(※受領していない場合はその旨を記載)
以上、相違ないことを申し立てます。
申立人 住 所 免除申請者との続柄 母 氏 名 ■■ 印

令和 年 月 日
申立書
授業料免除申請者 学籍番号 氏 名 △△
私は上記学生の学資負担者であり、◆◆(学資負担者との続柄)である●●(氏名)より仕送りとして毎月〇〇,〇〇〇円受領しています。
以上、相違ないことを申し立てます。
申立人 住 所 免除申請者との続柄 父 氏 名 □□ 印

記入例

様式第2

家庭状況調査書

(別紙3)

記入上の注意

- 前期は6月末日、後期は10月15日現在の状況を記入してください。  
 なお、記載内容に虚偽の事実が判明した場合には、免除許可後であっても免除を取り消します。
- \*印の項目は、該当するものを○で囲んでください。

《「家族の状況」欄》

- 同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする者全員について記入してください。
- 独立の生計を営む兄弟姉妹、及び生計を一にしない祖父母等についても、同居の場合は同一生計とみなしますので、記入してください。

《「収入状況」欄》

- 家族全員の収入状況を記入してください。  
 ただし、中学生以下で収入がない者については、記入不要です。
- 申請の前年1月～12月までの1年間の収入状況を記入してください。  
 なお、収入がない場合は「0」と記入してください。
- 前年に収入があった者が失業している場合は、「0」と記入してください。

氏名	愛知 太郎	連絡先	—	—
学籍番号	201822100a			
所属	外国語 *学部 研究科	ヨーロッパ	*学科 専攻	*専攻 フランス語圏 平成30年度入学 課程

《「連絡先」欄》

・記載内容等について問い合わせることがありますので、必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

続柄	氏名	住所	年齢	職業	勤務先 学校名
本人		名古屋市〇〇区◆◆ 1-2-3 ××アパート 101	20	大学生	愛知県立大学
父	愛知 一郎	岐阜県△△市◇◇町 3-2-1	50	会社員	□□(株)
母	愛知 花子	同上	50	自営業	▲▲ストア
弟	愛知 次郎	同上	17	高校生	岐阜県立 ●●高校
妹	愛知 花江	同上	14	中学生	△△市立 ☆☆中学校
祖父	愛知 三郎	同上	75	年金受給者	

「給与等収入」欄

・「給与等収入」とは、給与・年金収入を指します。次の金額を記入してください。

【給与】

…「所得(課税)証明書」の給与収入(支払)金額

【年金】

…「所得(課税)証明書」の公的年金等収入(支払)金額

・同一人で給与及び年金の両方の収入がある場合は、合計額を記入してください。

「給与等収入以外の所得」欄

・「給与等収入以外の所得」とは、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得(公的年金等以外)、退職所得、資産の譲渡による所得、山林所得及び一時所得を指します。  
 「所得(課税)証明書」の所得金額を記入してください。

・所得金額がマイナスの場合は「0」と記入してください。

・同一人で2種類以上の所得がある場合は、合計額を記入してください。ただし、マイナスの所得は「0」として扱い、プラスの所得との相殺はできません。

続柄	給与等収入 (給与収入・年金収入)	給与等収入以外の所得 (給与・年金以外の所得)	非課税収入 (児童手当・失業給付金等)
本人	500,000 円	0 円	0 円
父	3,500,000	0	120,000
母	0	1,000,000	0
弟	0	0	0
祖父	1,200,000	0	0
世帯合計	5,200,000	1,000,000	120,000

(裏面)

《「奨学金」欄》

- ・申請の前年度1年間（前年の4月～本年の3月）に受給した奨学金について記入してください。

奨学金	名称	【*給付・貸与】	【*給付・貸与】
	年額	円	円
	期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月

《「非課税収入等」欄》

- ・申請の前年1年間（1月～12月）に受けた非課税の年金・各種手当等、「所得（課税）証明書」に記載されない収入について記入してください。
- ・各欄の「有」又は「無」を必ず○で囲ってください。

非課税収入等	種別		支給額（年額）	種別	支給額（年額）
	遺族年金	*有・無	円	遺児手当	*有・無
障害年金	*有・無	円	親類等からの援助	*有・無	円
失業給付金	*有・無	円			円
児童扶養手当	*有・無	円			円
児童手当	*有・無	120,000円			円

各欄に示す年金・手当等以外の非課税収入がある場合は、ここに記入。

《「特別控除額」欄》

- ・該当する項目がある場合は、記入してください。

「母子・父子家庭」欄

- ・父又は母が死亡若しくは生別の場合は、必ず記入してください。「続柄」欄は、離別した者を○で囲ってください。
- ・「養育費の有無」欄は、申請の前年1年間（1月～12月）の状況を記入してください。

特別控除額	母子・父子世帯	*続柄	*死亡/生別の別	時期	*養育費の有無
		父・母	死亡・生別	年 月	有（年額） 無
障害者のいる世帯	続柄	*区分			
		祖父	身体障害者	公害疾病・原爆被爆者・知的障害等	要介護者
長期療養者のいる世帯 （※6ヶ月以上）	続柄	療養期間		医療費（年額）	
		年 月 日から	年 月 日から	円	円
主たる家計支持者が別居している世帯	別居経費（年額） （※住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費のみ）				円
風水害等による被災 （※申請期限前1年以内）	被災年月日			*被害の程度	
	年 月 日	全壊・大規模半壊・半壊			
盗難による被害 （※申請期限前1年以内）	被害年月日			被害額	
	年 月 日	円			

「障害者のいる世帯」欄

- ・「障害者」とは次のいずれかに該当する者を指します。
  - ①身体障害者福祉法に基づき「身体障害者手帳」の交付を受けている者、又はこれに準ずる者
  - ②公害疾病の認定を受けた者で、かつ当該公害による身体上の障害がある者
  - ③原爆被爆者で、身体の機能に障害がある者
  - ④精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、又は知的障害があると判定される者
  - ⑤要介護者（要介護3以上の認定を受けた者に限る。）

「長期療養者のいる世帯」欄

- ・「長期療養者」とは6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養が必要と認められる者を指します。
- ・「医療費」欄には、次の算式により算出した金額を記入してください。
 
$$\text{医療費（年額）} = \text{月平均支出額} \times \text{療養月数（最高12ヶ月）}$$
 ※「月平均支出額」とは、次の費用の1ヶ月あたりの平均支出額を指します。（最近6ヶ月分の領収書等を基に算出してください。）
  - ・医師又は歯科医師への診療・治療費
  - ・病院、診療所への入院費用
  - ・マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費
  - ・治療又は療養のための医薬品費
  - ・病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る。）
  - ・看護人に対して支払う費用
  - ・介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額
 ※療養月数には、今後の療養見込期間を含めます。

「主たる家計支持者が別居している世帯」欄

- ・主たる家計支持者が単身赴任で別居している場合は、領収書等を基に、別居のために支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品の年間の実費を記入してください。
- ・別居が1年に満たない場合は、次の算式により年間の支出額を推算してください。
 
$$\text{別居経費（年額）} = \text{現在までの月平均支出額} \times 12 \text{ヶ月}$$

「盗難による被害」欄

- ・次の期間に学資負担者が盗難等の被害を受けた場合に対象となります。
 

【前期】：前年の4月16日～本年の4月15日

【後期】：前年の10月16日～本年の10月15日

(注) \*印のある項目は、該当するものを○で囲むこと。



# 申請書類チェックリスト

学籍番号: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

学部/研究科: \_\_\_\_\_ 学科/専攻: \_\_\_\_\_

申請区分: 該当するものにチェックを入れてください。

- 【免除】  (1)生活保護家庭  (2)経済的理由  
 (3)学資負担者の被災  (4)学資負担者の死亡・失業等

※チェック欄の□にチェックを入れ、必要書類が全て揃っているか確認した上で、申請書類と併せて提出してください。

## 【全員が提出するもの】

	チェック欄		事務局用
[必須]	<input type="checkbox"/>	① <b>家庭状況調査書</b> 生計を一にする者全員について記載（住民票・所得証明書の扶養内訳により確認） 非課税収入、特別控除額欄について該当するものを記入	<input type="checkbox"/>
[必須]	<input type="checkbox"/>	② <b>住民票</b> 世帯全員分、続柄の記載があるもの ※申請区分について【免除】(1)を選択した者は場合により不要	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	※ <b>公共料金の使用明細の写し等</b> 住民票住所と現住所が一致しない場合、現住所・氏名が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
[必須]	<input type="checkbox"/>	③ <b>所得課税証明書</b> 前年分の所得が記載されているもの 世帯全員分、当年度に中学生で無収入の者は不要 ※申請区分について【免除】(1)を選択した者は不要	<input type="checkbox"/>

【申請区分により必要なもの】 申請区分欄で選択した要件について、必要な書類を提出してください。

	チェック欄		事務局用
[必須]	<input type="checkbox"/>	(1) <b>生活保護家庭</b> ①生活保護受給証明書 ※申請者の名前が確認できない場合、戸籍抄本または世帯全員の住民票を併せて提出	<input type="checkbox"/>
[必須]	<input type="checkbox"/>	(3) <b>学資負担者の被災</b> ①罹災(り災)証明書 … 被災日が申請期限前1年以内、半壊・半焼以上のもの ②学資負担者の源泉徴収票の写し … 所得税法上の扶養の有無が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
[必須]	<input type="checkbox"/>	(4) <b>学資負担者の死亡</b> ①医師の診断書（長期療養の場合、6ヶ月以上の入院の記載があるもの） ②学資負担者の源泉徴収票の写し … 所得税法上の扶養の有無が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ <b>長期療養</b>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(4) <b>学資負担者の失業</b> ①雇用保険受給資格者証の写し … (離職理由は11,12,31,32のみ対象)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	②学資負担者の源泉徴収票の写し … 所得税法上の扶養の有無が確認できるもの	<input type="checkbox"/>

※ 以降の項目については、申請区分で【免除】(2)(3)(4)を選択した者のみ、該当するものを提出してください。

## 【収入に関連する事項：非課税所得】 前年（1月～12月）に受けたもの

	チェック欄		事務局用
	<input type="checkbox"/>	⑦ <b>児童手当</b> 前年度に中学生までの就学者が世帯にいる場合、通知書写しまたは通帳の該当ページの写し	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	⑧ <b>遺児手当</b> 母子・父子世帯等で前年度に遺児手当の受給がある場合、通知書の写しまたは通帳の該当ページの写し	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	⑨ <b>児童扶養手当</b> 母子・父子世帯等で前年度に児童扶養手当の受給がある場合、通知書の写しまたは通帳の該当ページの写し	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	⑩ <b>遺族年金</b> 遺族年金を受け取っている場合、通知書の写し等、金額と支払日が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	⑪ <b>障害年金</b> 障害年金を受け取っている場合、通知書の写し等、金額と支払日が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	⑫ <b>その他の手当（特別児童扶養手当・傷病手当等自治体等から受給したもの）</b> 通知書の写し等、金額と支払日が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	⑬ <b>失業給付金</b> 前年に失業給付金の受給があった場合、雇用保険受給資格者証の写し等、金額と支払日が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	⑭ <b>親戚等からの援助</b> 通帳の写し、または金額と期間を記載した申立書	<input type="checkbox"/>

※ 裏に続く

【特別控除に関連する事項】※以下に該当する世帯は必要書類を提出してください。

チェック欄		事務局用
□	<b>(1)就学者のいる世帯</b> ○ 兄弟姉妹等の就学者の在学証明書、または学生証の写し（中学生以下は不要）	□
□	<b>(2)母子・父子家庭の世帯 ※1,2のいずれも必要</b> ○ 1 児童扶養手当・遺児手当・遺族年金の最新の通知書の写し、または戸籍謄本等、母子・父子世帯であることを証明するもの <small style="display: block; text-align: right;">※【非課税所得】⑧⑨⑩の通知書の提出があれば不要</small> ○ 2 【死別】遺族年金の通知書の写し、または通帳の写し等金額がわかるもの <small style="display: block; text-align: right;">※【非課税所得】⑩の通知書の提出があれば不要</small> ○ 【生別】養育費に関する申立書、または養育費の受領に関する通帳の該当ページの写し	□
□	<b>(3)障害者のいる世帯</b> <b>※該当する場合、以下のいずれかを提出</b> ○ 身体障害者手帳の写し（または戦傷病者手帳の写し、医師の診断書） ○ 公害医療手帳の写し(3級以上) ○ 被爆者健康手帳の写し ○ 特別児童扶養手当証書の写し（または療育手帳の写し） <small style="display: block; text-align: right;">※【非課税所得】⑫で通知書の提出があれば不要</small> ○ 介護保険被保険者証の写し（または要介護認定通知書の写し）（いずれも要介護3以上）	□
□	<b>(4)長期療養者のいる世帯 ※1、2のいずれも必要</b> ○ 1 医師の診断書（病名、6ヶ月以上の療養期間が記載されているもの） ○ 2 医療費の領収書の写し（上記の病気の治療にかかる医療費）	□
□	<b>(5)家計支持者が勤務都合により別居している世帯</b> ○ 最近1年分の住居費、光熱水費、家具、家事用品の領収書の写し（領収書の名義が家計支持者のもの）	□
□	<b>(6)盗難による損害のあった世帯</b> <b>※1～3のいずれも必要 ただし、所得課税証明書に雑損控除額の記載がある場合は2,3は不要</b> ○ 1 盗難届出証明書の写し、または盗難届の受理番号を記載した申立書 ○ 2 被害金額を確認できる書類 ○ 3 損害保険金の通知証の写し（受け取り金額が分かるもの）	□
□	<b>(7)独立生計者 ※1～4のいずれも必要</b> ○ 1 独立生計者の家庭状況調査書 ○ 2 父母等の源泉徴収票の写し（父母等の扶養親族ではないことを証明する書類） ○ 3 本人の健康保険証の写し ○ 4 別居している父母等の住民票（父母等が生別、死別している場合は父、または母の戸籍謄本も必要）	□
□	<b>(8)失業者がいる世帯</b> ○ 雇用保険受給資格者証の写し（離職理由が 11,12,31,32 のみ対象） <small style="display: block; text-align: right;">※定年・自己の意思による退職は対象外</small>	□

## 大学法人による授業料の免除申請書

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

下記のとおり関係書類をそえて申請します。ついては、審査の決定がされるまで授業料の徴収を猶予してくださるよう併せてお願いします。

なお、免除が不許可とされた場合又は半額免除が許可された場合は、納付すべき授業料を指定された期日までに納付します。また、申請内容が事実と異なることが判明した場合には、決定を取り消されても異存ありません。

記

## 1. 申請者氏名等

電話番号 ( \_\_\_\_\_ )

入学 年度	_____年度	学部	学部	学科	科	専攻
	<input type="checkbox"/> 4月入学 <input type="checkbox"/> 10月入学	研究科	研究科	<input type="checkbox"/> 前期課程 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 後期課程 ( _____ )		専攻) 専攻)
学年	年	氏名		学籍番号		

## 2. 申請区分等

対象期間	年度	年	前期	後期
申請要件	<input type="checkbox"/> (1) 生活保護法による被保護家庭に属する者			
	<input type="checkbox"/> (2) 経済的理由により授業料の納付が困難な学生	修得単位数	単位	
	<input type="checkbox"/> (3) 申請期限前1年以内において、学資負担者が風水害その他災害を受けたことにより、授業料の納付が極めて困難となった学生			
	<input type="checkbox"/> (4) 申請期限前1年以内において、学資負担者の死亡、長期療養、失業又は事業の倒産により、授業料の納付が極めて困難となった学生			
申請理由 ※具体的に記載				
未納の授業料の有無	有・無	休学歴	期間	年 月 日～ 年 月 日
留年の有無	有・無		期間	年 月 日～ 年 月 日
【確認 (選択)】 いずれかの <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を付け、支援区分を○で囲ってください。(※学部生のみ)				
① <input type="checkbox"/> 給付奨学生として給付奨学金を受給している。	支援 区 分	a. 第Ⅰ区分	d. 対象外	
② <input type="checkbox"/> 給付奨学金の「採用候補者決定通知」を所持している。		b. 第Ⅱ区分	e. 結果未達	
③ <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の給付奨学金を申請中である。		c. 第Ⅲ区分		
④ <input type="checkbox"/> 高卒後、入学するまでに2年間以上経過 (3浪以上)				
【確認 (必須)】 必ず次の事項を確認し、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。(全員)				
<input type="checkbox"/> 申請日までに、今期の授業料は納付していない。 ※結果通知日前に授業料を納付すると、免除できない場合があります。				



## 家庭状況調査書

氏名		連絡先	—	—
学籍番号				
所属	*学部 研究科	*学科 専攻	*専攻 課程	年度入学

家族 の 状 況	続柄	氏名	住所	年齢	職業	勤務先 学校名
	本人					

収 入 状 況	続柄	給与等収入 (給与収入・年金収入)	給与等収入以外の所得 (給与・年金以外の所得)	非課税収入 (児童手当・失業給付金等)
	本人	円	円	円
	世帯合計			

(裏 面)

奨 学 金	名 称	【*給付・貸与】	【*給付・貸与】
	年 額	円	円
	期 間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月

非 課 税 収 入 等	種別		支給額 (年額)	種別		支給額 (年額)
	遺族年金	*有・無	円	遺児手当	*有・無	円
障害年金	*有・無	円	親類等からの援助	*有・無	円	
失業給付金	*有・無	円			円	
児童扶養手当	*有・無	円			円	
児童手当	*有・無	円			円	

特 別 控 除 額	母子・父子世帯	*続柄	*死亡/生別の別	時 期	*養育費の有無	
		父・母	死 亡 ・ 生 別	年 月	有 (年額 _____ 円) ・ 無	
	障害者のいる世帯	続柄	*区 分			
			身体障害者・公害疾病・原爆被爆者・知的障害等・要介護者			
	長期療養者のいる世帯 (※6ヶ月以上)	続柄	療 養 期 間		医 療 費 (年額)	
			年 月 日から		円	
	主たる家計支持者が 別居している世帯	別 居 経 費 (年額)				円
		(※住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費のみ)				
	風水害等による被災 (※申請期限前1年以内)	被 災 年 月 日			*被 害 の 程 度	
		年 月 日			全壊・大規模半壊・半壊	
盗難による被害 (※申請期限前1年以内)	被 害 年 月 日			被 害 額		
	年 月 日			円		

(注) \*印のある項目は、該当するものを○で囲むこと。

## 独立生計者 家庭状況調査書

氏 名		学籍番号	
所 属	研究科	専攻	課程 年度入学

## ◇1ヶ月あたりの生活費

収 入 (月額)		支 出 (月額)	
項 目	金 額	項 目	金 額
定 職	円	家 賃	円
アルバイト	円	食 費	円
預 貯 金	円	光 熱 水 費	円
奨 学 金	円	教 育 費	円
	円	衣 服 費	円
	円	娯 楽 ・ 嗜 好 費	円
	円	保 険 衛 生 費	円
	円	交 通 ・ 通 信 費	円
	円	そ の 他	円
合 計	円	合 計	円

(注) 原則、学部生については独立生計者と認定しません。